

一般社団法人広島県障害者スポーツ協会の各交付金交付要領

平成28年10月19日制定
 平成29年 2月28日改定
 平成30年 4月 2日改定

(趣旨)

第1 この内規は、一般社団法人広島県障害者スポーツ協会が行う交付金交付に関する細則を定めるものとする。

(交付の対象)

第2 各交付金の交付の対象については、以下のとおりとする。

(1) ~~一般社団法人広島県障害者スポーツ協会全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会出場チーム交付金交付要綱~~ ※令和2年度は募集しない。

ア 対象経費

対象経費	費目	内容
大会参加費	旅費	・運賃（公共交通機関：実費，車両：35円/km） ・宿泊費
	需用費	・食料費（昼食代及び熱中症予防飲料水） ・ユニフォーム制作費 ・消耗品費 ※競技用具は単価1万円未満のものに限る
	役務費	・傷害保険料 ・旅行保険料 ・通信運搬費
強化費	報償費	・謝金（障害者スポーツ指導員，障害者スポーツ医，理学療法士，作業療法士，看護師，栄養士，専門コーチ，審判）
	旅費	・運賃（公共交通機関：実費，車両：35円/km） ・宿泊費
	需用費	・食料費（熱中症予防飲料水） ・消耗品費 ※競技用具は単価1万円未満のものに限る
	役務費	・傷害保険料 ・旅行保険料 ・通信運搬費
	使用料及び賃借料	・会場使用料 ・有料道路使用料

イ その他

対象経費について、協会以外の補助金等を活用しても問題はないが、対象経費について他の補助金等との合計額が、支出額より超過しないよう留意するとともに、他の補助金等との重複の有無を確認できるよう、収支報告書（計画書）において他の補助金等についても明記すること。

(2) 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会国際大会等出場選手交付金交付要綱

ア 国際大会の基準

(ア) 日本国外で開催される，3ヶ国以上が参加するアジア大会以上の大会

(イ) 出場にあたって，予選会の実施や参加標準記録など一定の記録の提示が必要である大会で，競技性の高い大会

イ 対象経費

対象経費	費目	内容
大会参加費	旅費	・ 運賃（公共交通機関：実費，車両：35円/km） ・ 宿泊費
	需用費	・ 食料費（熱中症予防飲料水） ・ 消耗品費 ※競技用具は単価1万円未満のものに限る
	役務費	・ 傷害保険料 ・ 旅行保険料 ・ 通信運搬費

※ 選手1名につき，1回のみ申請が可能。（年度内に国際大会に数回出場しても，年度内であれば1回しか申請はできない。）

ウ その他

対象経費について，協会以外の補助金等を活用しても問題はないが，対象経費について他の補助金等との合計額が，支出額より超過しないよう留意するとともに，他の補助金等との重複の有無を確認できるよう，収支報告書（計画書）において他の補助金等についても明記すること。

(3) 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会障害者スポーツ競技団体等交付金交付要綱

ア 交付対象

競技団体，及び競技団体に所属するチームのどちらも，交付要綱の交付対象を満たしている場合は，交付対象となる。ただし，それぞれが申請する事業について，同等の事業として認められる場合は，交付の対象とならないので，重複の申請にならないよう，関係団体同士で調整を行うこと。

イ 対象経費

対象経費	費目	内容
大会参加費 ※要綱第3条 (1) 規程	旅費	・ 運賃（公共交通機関：実費，車両：35円/km） ・ 宿泊費
	需用費	・ 食料費（熱中症予防飲料水） ・ ユニフォーム制作費 ・ 消耗品費 ※競技用具は単価1万円以内のものに限る
	役務費	・ 傷害保険料 ・ 旅行保険料 ・ 通信運搬費

団体活動費 ※要綱第3条 (2) 規程	報償費	・謝金（障害者スポーツ指導員，障害者スポーツ医，理学療法士，作業療法士，看護師，栄養士，専門コーチ，審判）
	旅費	・運賃（公共交通機関：実費，車両：35円/km） ・宿泊費
	需用費	・食料費（熱中症予防飲料水） ・消耗品費 ※競技用具は1万円未満のものに限る ・印刷製本費
	役務費	・傷害保険料 ・旅行保険料 ・通信運搬費
	使用料及び 賃借料	・会場使用料 ・有料道路使用料

参考：団体活動の例

- ①県内の障害者スポーツ競技団体等で，所属する選手・チームの育成強化のため，強化合宿や遠征等を実施している。
- ②競技種目の普及促進のため，体験会や教室を定期的実施している。

イ その他

対象経費について，協会以外の補助金等を活用しても問題はないが，対象経費について他の補助金等との合計額が，支出額より超過しないよう留意するとともに，他の補助金等との重複の有無を確認できるよう，収支報告書（計画書）において他の補助金等についても明記すること。

(4) 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会障害者スポーツ大会開催交付金交付要綱

ア 対象経費項目

対象経費	費目	内容
大会開催費	報償費	・謝金（障害者スポーツ指導員，障害者スポーツ医，理学療法士，作業療法士，看護師，栄養士，専門コーチ，審判）
	旅費	・運賃（公共交通機関：実費，車両：35円/km） ・宿泊費
	需用費	・食料費（熱中症予防飲料水） ・消耗品費 ※競技用具は単価1万円未満のものに限る ・印刷製本費
	役務費	・傷害保険料 ・通信運搬費
	使用料及び 賃借料	・会場使用料 ・有料道路使用料

イ その他

対象経費について，協会以外の補助金等を活用しても問題はないが，対象経費について他の補助金等との合計額が，支出額より超過しないよう留意するとともに，他の補助金等との重複の有無

を確認できるよう、収支報告書（計画書）において他の補助金等についても明記すること。

（交付申請の手続き）

第3 各交付金の申請について、以下のとおりとする。

（1）交付申請

第2（1）～（4）の交付金の交付を受けようとする個人又は団体は、指定する期日までに、各交付要綱に定める交付申請書を協会に提出する。なお、交付対象となる事業が終了していない場合は、収支報告書に替えて、計画書を添付するとともに、事業終了後、速やかに収支報告書を提出すること。

（2）交付決定

協会事務局は、該当年度の予算内で、交付申請者・団体に、交付決定を行う。